

改正

令和5年10月12日要綱第36号

小清水町空家家財処分等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小清水町空家バンク制度実施要綱（平成31年3月25日要綱第3号。以下「実施要綱」という。）第2条第1項第1号に規定する空家の家財処分など住環境整備のための費用の一部を支援することにより、同項第4号に規定する空家バンクへの登録及び空家の売買、賃貸等の利活用促進を図ることを目的として補助する小清水町空家家財処分等補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 規則 小清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第5号）をいう。
- (2) 町税等 小清水町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例施行規則（平成19年規則第21号）第3条に定める徴収金をいう。
- (3) 空家 実施要綱第2条第1項第1号に定める住宅をいう。
- (4) 空家バンク 実施要綱第2条第1項第4号に定める仕組みをいう。
- (5) さかさまバンク 小清水町さかさまバンク制度実施要綱第2条第1項第4号に定める仕組みをいう。
- (6) 所有者等 空家に残置された家財等に係る所有権その他権利により処分を行うことができるもので所有者に処分等ができない事情があると思料される場合を含む。

(補助対象事業)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 家財の処分
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分
- (3) 空家内外および住宅設備の清掃
- (4) 空家敷地内にある樹木の伐採及び処分

(5) その他町長が必要と認めたもの

3 補助事業は前項各号に係る関係法令の許可を受けたものに委託して行うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に係る経費（消費税等を除く。以下同じ。）の2分の1以内の額

（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) 空家の家財等の所有者等であること。

(2) 町税等を滞納していないこと。

(3) この補助金に係る空家の家財処分等にあたって、国、道又は町の制度による他の補助等を受けていないこと。

(4) 同一年度内において、第6条の交付申請手続きから第11条の補助金の請求まで完了すること。

(5) この補助金の交付を受けた日以後2年以上空家バンクに登録する旨の誓約をしたもの。ただし、所有権その他の権原に異動があった場合及びさかさまバンク制度を活用し売買又は賃貸借契約を締結した所有者等であって所有権移転前に家財等を処分する場合についてはこの限りではない。

(補助金交付申請等の手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定に基づく補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 前条第1項第5号に係る誓約書（別記第1号様式）

(2) 小清水町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例（平成18年条例第32号）第9条第3項の規定に基づき、申請者及び同居者全員の町税等の納付状況を町長が確認するための同意書（別記第2号様式）。小清水町民以外の者にあつては、居住市町村が発行する完納証明書等。

(3) 補助事業に係る見積書

(4) 事業実施前の状況が確認できる写真

(報告の聴取)

第7条 町長は、前条により申請のあった者（以下、「交付申請者」という。）から必要な報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 交付申請者から第6条に基づく申請があったときは、規則第4条の規定に基づき速やかに補助金の交付を決定し、規則第6条に基づく補助金等交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに規則第12条の規定に基づく実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実施後の状況が確認できる写真
- (2) 補助事業に要した費用の領収書の写し
- (3) その他、町長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第10条 前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空家家財処分等補助金確定通知書(別記第3号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条による通知を受けた補助事業者は、速やかに空家家財処分等補助金交付請求書(別記第4号様式)を提出するものとする。

2 前項による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業を中止、又は廃止したとき。
- (2) 第3条から第5条の条件を満たさないとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為によって補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月12日要綱第36号)

(施行期日)

2 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条に規定する交付申請等の手続及び第12条に規定する決定の取消しに係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。